

第四十回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十二号

昭和三十七年四月十七日（火曜日）

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 山崎太郎君 理事 丹羽喬四郎君

理事 坂本 泰良君 理事 島上善五郎君

理事 畑 和君

荒松清十郎君 飯谷 忠男君

薩摩 雄次君 田中 榮一君

中垣 國男君 林 博君

福永 一臣君 太田 一夫君

坪野 米男君 堀 昌雄君

山中日露史君 山花 秀雄君

井堀 繁男君

出席國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

文部事務官 福田 繁君

（初等中等教育局長）

文部事務官 齋藤 正君

（社会教育局長）

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

（選挙局長）

委員外の出席者

警視總監 榎野 勇君

（警察庁刑事局長）

捜査第二課長

検事 羽山 忠弘君

（刑事局刑事課長）

検事 海治 立憲君

（刑事局参事官）

文部事務官 西村 勝己君

（初等中等教育局長）

局中等教育課

局長

自治事務官 中村 啓一君

（選挙局選挙課長）

自治事務官 桜沢東兵衛君

（選挙局管理課長）

四月十七日

委員小林進君辞任につき、その補欠

として坪野米男君が議長の名で委員

に選任された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案（内閣提出第一〇八号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出第一〇九号）

○加藤委員長 これより会議を開きま

す。

公職選挙法等の一部を改正する法律

案及び国会議員の選挙等の執行経費の

基準に関する法律の一部を改正する法

律案を一括議題といたします。

右両案並びに公職選挙法等の一部を

改正する法律案に対する島上善五郎君

外二名提出の修正案を一括して、質疑

を続行いたします。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。井堀繁男君。

○井堀委員 社会党の修正案のうち

で、高級公務員の立候補制限の項につ

いてお尋ねをしてみたいと思うのであ

ります。

審議会の答申は、国または公社、公

団もしくは公庫の法律で定める職に

あつた者は、離職後最初に行なわれる

参議院全国区の選挙に立候補すること

を禁ずるよう処置することを求めて

おるのでありますが、政府案は全くこ

れを見送っております。この点では社

会党の修正案はこの答申に対してきわ

めて忠実であります点に対して、まず

敬意を表する次第であります。そこ

で、この答申案の精神は、われわれも

よく理解ができるのであります。社会

党の修正案も、この趣旨を全面的に生

度を設けて、警察権力と政治権力をはつきり隔離するような措置をとってやるくらいです。この点に対しては、私は高級公務員の中でもっと明確にしなければならぬものだと思うのです。そういうものを、高級公務員一本にしぼってやっていると無理があるのではないかと。こういふ点についていろいろ苦心の過程においてあつたと思うのですが、こういふわけではできなかったという事情等がありますれば、一つ伺っておきたいと思いま

す。
○島上議員 お話ごもつともな点もあります。私もこれをしぼるには非常に研究し、苦心したところがあります。ただ、こういふたふらにあげること自体にいろいろ議論もあるようございまして、私どもとしては、あけるに際してはなるべく広範囲にわたらないように、影響のある部局が他にもありますことは、私どもも承知しております。ほとんど五十歩百歩ではないかという御議論もあろうかと思ひます。しかし今申しましたように、極力しぼろう、いわゆる特定の地位、特定の機関、特定の線、こういふふうにしぼりますれば、憲法に抵触するといふ議論もなからうと信じて、特定の地位といふことについて今申しましたように極力しぼろう、なるべく広範囲にわたらぬようにしよう、そういう見地、そういう前提に立つて、五十歩百歩と思われようなどころもありましたけれども、たとえば今お話がありましたように、地方支分部局を持たないで、直接の指揮命令系統でなくとも、少なくとも影響を持つておるところがありますけれども、第

一段としましては、この要綱の(イ)の項にありましますように、全国的に地方支分部局を持って、その機構を通じて強い影響力を持つていこうとするという観点から、こういふふうにしぼったわけでありまします。地方支分部局を持たないでも、今のお話のように、交付金等の関係で強い影響力を持つていこうとするところがあるましますけれども、一応今申しました建前からこれをはずしたわけでありまします。それから防衛庁、警察庁及び検察庁が強い権力を持ち、一步誤りますれば民主主義の土台そのものを危殆に陥れる危険のある役所であることも、よく承知しております。ですから、これについてはもう少し広げてはどうかというところも、案を作成する過程には考えましたけれども、やはり前段のポストを定める際に極力範囲をしぼろう、縮めよう、広範囲にわたらぬようにしようという考えをこの際も一応取り入れまして、こういふふうにごく限られたポストにしぼったわけでありまします。似通つていふポストがあるといふことは御説の通りで、どうしてもこういふポストをこの中に加えるべきだといふ強い御意見がありますれば、その際には私も修正をして若干つけ加えることには、もちろんやぶさかではありませんけれども、ただ、その際にも今申しましたような考えを貫いて、なるべく範囲をあまり広げない、こういふ考えで今回は参りたい、こう考えておる次第であります。

○井堀委員 次に、同じような関係でつけられたい、特に答申の中では公社、公庫、公庫に限定して答申しておるようであります。これは私どもも、今は過渡期であると思つておられますが、事業団のようなものが公庫や公社とどれた

け相違があるかの点について、他の委員会などで検討しておるわけでありまします。公団と事業団といふものの相違を、いろいろな団体を通じてあげてみますと、公団の場合は総裁と呼ぶものを、事業団では理事長といふようなその長の呼称に相違がある程度であつて、実質的には事業団も公団も遜色はない。むしろこういふ禁止事項の対象になる場合には、事業団にはるかかウエートの高いものすらあると思われまします。これは答申に出でなかつたから、そういうものを対象にしなかつたといふのであるか、あるいは、そういうものも検討したが、そういうものはこの際譲りませないといふことにおきまなつたのか、その辺のいきさつもあると思ひます。これは高級公務員と違ひまして、今後いろいろな意味において、政府の出資金もしくは政府の委託を受けてこういふ種々の活動をやる団体です。この点は私はむしろ今後の問題になるのではないかと、いふくらいに思つておられます。あなたの方で上げておるのは三公社、それに公団は道路と住宅公団、二つあげておられますが、公団はたくさんあります。それから公庫の場合は、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫と中小企業金融公庫に限定してあります。公庫もかなりあつて、一つ一つあげてお尋ねする

と明らかになると思ひますが、私どももその対象にのほせなければならぬ公庫があると思ひます。特に事業団なんか、こういふ点に対してどの程度の御検討をなさつたのか、この機会にちよつとお尋ねをしたい。
○島上議員 今回の立候補制限につきましては、参議院の全国区のみ限定したところ、私は、私は議論のある

ところだと思ひます。制限することが必要であるといふことになりますれば、参議院の地方区あるいは衆議院、やがては地方議員にまで少なくとも検討を進めなければ、一貫性がありません。従ひまして、今後の課題としてこれらは検討したいと私どもは考えておられます。この答申にもありますように、今回は参議院選挙を目的にして、参議院の全国区に限る。審議会の答申の考えも、自余の問題は今後検討を進める、こういふ考えのようですから、全国区に限つたといふこと。従ひまして、公団及び公庫を選定する際に、やはり全国的な強い影響力を持つていふもの、そういう見地から、局部的、地方的にはもつと影響力を持つ、あるいは弊害を持つと思われれるものもありませんけれども、それらは参議院全国区という対象から考えて今回は、検討はいたしたけれども、はずした理由はそこにあるのであります。

○井堀委員 私どもの考えは、むやみやたらと制限を拡大することには必ずしも賛成するものじゃありません。そういう公の地位あるいは組織や権力を選挙活動のために悪用されないようにするための、最小限度のものであつてほしいことは全く同感であります。ただこの場合、参議院の全国区に限つておられますけれども、今御答申の中にあつたように、参議院の全国区だけに著しく弊害が現われたので、まずこれをしぼる。その弊害がまた他の衆議院あるいは地方議員の選挙あるいは地方の首長などの選挙の場合にも、これに劣らないような弊害が出てくれば、当然今回の立法はそういうものを誘導する性格を持つてくると思ひるのであり

ます。でありますから、そういうものを見通してからならなければならぬ事柄の一つだと思ひわけでありまします。そこで、今までの質疑応答で明らかになつておられますように、一体どの範囲に限定するかという線、どこで認定するかであります。今日の場合、立法院の権限に属するのでありますから、立法権を持つ国会が国民の委託を受けてきめることが当然であると思ひわけでありまします。しかし、その立法院においても、保守あるいは革新といつたような政策や性格を異にして議論をするものではなくて、立法院としては共同の責任の上に立つて判断のできることだと思ひます。でありますから、その特定の地位も、抽象的には幅があつても、一つの線は出てくると思ひるのであります。今、質疑応答の中で明らかになつたように、もしそれを一部の団体や政党や議員の個人の主観に基づいてやるということになれば、結果がいかに正しくあつても許せぬことだと思ひるのであります。やはりこれは、抽象的にいいますと、主権者である国民の意思によつて決定すべき重大な事柄だと思ひわけでありまします。そういう点からいいますと、今回の修正案は、立法院の責任において踏み切らうといふことに限定しておるものであります。この

点で、実は私どもの党としては一つの見解を持つておるわけでありまします。そこでこういふ認定を、あらかじめ選挙の際にわれわれが国民に公約した事柄でありますならば、多少幅があつてもいいと思ひますけれども、今回のような経過から見まして、政府も特別の法律を作つて、国民の大部分を代表するといふふうに見ておるかもしれませんし、あるいは一部になるかもしれません

んが、とにかく審議会のようなものをして設けてこれに諮問したというものは、民意を尊重しようとする一つの行き方をとっておるわけでありませぬ。でありますから、その答申が無条件に受け入れられるような状態であれば、これは多少あやまちがあつても許されると思ふのであります。今までの論議でも明らかになりました、政府案はこれを逃げておる。これは不都合だと思ふのであります。当然の責任を放棄した非難をまぬがれぬと思つておるのであります。そこを社会党がとつてかわつて修正をされたという努力に対しては、全く敬意を表するのでありますけれども、これも今の議論で明らかになりましたように、まあこの辺という大まかな線を引いたということになりはせぬか。これはやはり今言つた意味で、立法院としては重大な責任を負うわけでありませぬ。でありますから、形をどう整へたらいいかということについては、法制局の専門家の意見も聞かなければならぬことかと思ひますが、常識的にわれわれ判断いたしますならば、こういう特定の地位の限界を認定するという場合には、一応広く国民の意思を問うような方法を、この際はずかしくても工夫しなげな問題ではないか。それだけに値する重大な事柄だと思ふのであります。これは先ほど来の質疑応答で十分だと思つておるのであります。というのは、一つには、それを誤りますことは、たびたび議論になつておるまするよりに、憲法で規定されておる基本人権にも影響してくることでもありませぬし、それから民主政治、議会政治に重大な汚点を残すようなことにもなるのでありますから、こういうような問題については、やはり結果が

まずくてもよくても、国民の総意をどういうよりに集約していくかというよりな手続だけは、法律の中で規定すべきではないか。それはどういふ方法が望ましいかということについては、問題がいろいろあると思ふ。しろうと考へてすけれども、やはりその意思を聞くための措置というものをこの中に当然必要とするのではないか。総選挙の際に、最高裁判所の判事に対する国民投票を求めたのであります。ところが、こつけいに近いようだとする人もおるようでありませぬし、非常に迷惑だといふ声も聞かぬわけではございませぬ。しかし私は、あの制度それ自身は、裁判といふものが人民の名において行なわれるという筋を通せるとするところ、大切なところがあると思ふのであります。あまり適当な例でなかつたのであります。さういふ種類のものは、一応立法権の権限内でわれわれが一つ一つ定めなうな道を開いておくべき筋のものではないかと思ひます。この点について御検討なさつておるかどうか、いかがですか。

○畑議員 今の井堀委員の質問の趣旨はわかりました。しかしそれをどう法律で規定するかというよりの問題は、なかなかむずかしい。単にこの問題だけではない。これに類似した広範な案件の場合に適用される議論だと思ひます。確かにさういふことは必要でありませぬけれども、それを規定するやり方がなかなかむずかしいのではないか、またそれを考へてきたことではないか、今あなたに言われて初めて、なるほどさういふ考へがあるということはおわかりましたけれども、しかしそれをどう法律で規定するか、どういふやり方でやるかということになります。と、なかなか大きな問題になります。単に選挙法の改正の問題ではなくて、これに類似した全般に適用する考へ方だ、かように考へておられます。従つて、その趣旨はわかりましたけれども、さういふ考へでやるべきだといふことはわかりましたけれども、その方法を、実は正直な話、考へたことはいない。同時に、考へるとしても、なかなかむずかしい問題だ、かように考へておられます。

○井堀委員 私これは全くずぶのしろうとで、どういふ方法で法律の中へ規定したらいいか、まだはつきりしたものを持つておるわけではありませぬので、あとでわれわれも少し検討してみることにして保留しておいてもいいのですが、さういふ考へでなくともできるのではないかと思ひます。もう一つは、御存じのようにここで六十四、五のものを規定してしまつても、一回選挙をやつてみると、それよりもつと弊害のひどいものが出てくるかも知れぬ。それからこれは固定しないから、たとへばここにあります各省の部局にしましても今の状態ではこれだけ制限しておけばいいのかもしれない、しかし政府の政策が大きく変わつたり、あるいは国の経済がはなはだしき変化を遂げるような場合には、削られなければならない、落とさなければならぬものが出てくると思ふ。さつきあなたの方の、できるだけ狭くしていいという趣旨からいへば、さういふ場合は、人権を制約するよりのものは減らしていくことになる、大幅にすつと削らなければならぬ。それからまた、新たにふやしていかなければならぬ。これは、あなた方が検討して

いる以後に出たものかも知れませぬけれども、防衛庁の幕僚長が立候補するなんといふことがあるよりのであります。さういふよりに、事態は必ずしも定着していかない。さういふものを法律で定めるということになると、これは時間立法でもありませんしいたしますから、どうしてもそこに、立法技術の上からも、たとへば三年に一回ずつ改選が行なわれる参議院の全国区といふことだけに限定して考へるならば、三年の間は一定の時点をとらえて確定するに限り、この場合は弊害はない。さういふよりに限定することもできるし、そのたびに法律を変えていくといふことも一つのやり方かも知れませぬ。さういふことでもやるとするならば、これは三年に一回ずつ国会で検討してきめるといふよりのことにすることも、一つの方法でありませぬ。しかしさつき申しましたよりに、立法院だけでは責任を負えないものだとするならば、さういふ場合はやはり、その結果を参議院の全国区の場合だけで投票に問うといふことは、さういふことではないかと思ふのであります。さうしてわれわれの行為を国民の意思によつて決定づけていくといふよりの道も、さういふわけでありませぬ。私は、これにはぜひさういふ配慮を加えて、ぜひ答申案を生かしていくべきである、政府のよりにあつてもない、さうでもないといふよりのことをいつて態度をあいまいにするには、先ほど来言つておられますよりに、われわれは今回の審議会といふものを単なる政府の諮問機関といふよりに理解したくないのであります。それは諮問機関でありますけれども、さういふよりの政治の基本を左右するよりの選挙法、ことに大きな改正を行なう場合に、国民の意思をできるだけ大幅に尊重していかうといふ意図のもとに出た審議会であります。それでこそ法律に、答申を尊重するといふことを義務づけておるわけでありませぬ。さういふ点で、答申案の中でも最も重視しておられます。さういふものを規定しないといふことは私は許されぬと思ふので、ぜひ一つどういふ形か、高級公務員、これに類する者の立候補の制限は、参議院全国区に限つてもやつてみるべきではないか。その結果悪ければまた批判されるので、その場合にはわれわれも批判されるが、同時に審議会のような制度に対しても、あるいは審議会も共同の責任をとつていくといふ、要するに民主主義のルールを進んでいくといふことがきつめて大切だと思ひます。私はこの部分的な改正よりも、さういふ精神が大切だと思ひますので、ぜひ一つこれは実現させてほしい。そのためには政府のたびたび言つておるよりの、さういふ弁解は許されぬ。それから社会党が修正の際に苦心をされた、最も困難な部分を改正しようとする苦心されたことがあるのではないか、さう思つてお尋ねしたわけでありませぬ。私もまたこの問題について法制局と話し合つたこともありませんので、また適当な時期を見て法制局の方の意見を求めてみたいと思つておられます。これは保留して次に進みたいと思ひます。

次に連座制の強化の問題でございませぬが、これも第一と同じよりの意味において、政府が重大な責任を回避しておる点だと私は思ふのであります。答申案は、総括主宰者、出納責任者、こ

これは従来もありませんが、さらに、相当範囲にわたる運動を主宰した者、これはやや抽象的で非常に問題があると思えますが、次に、事実上出納責任者の職務を行なった者、それから今問題になっておられます、候補者の父母、配偶者、子、兄弟姉妹、政府案は全く、どういふつもりでおるか知りませんけれども、質問するのにもわれわれは恥かしいように思われる。故意に答申案をのがれたのであると思われませんが、こゝういふ法律は便宜政府が提案をしたというふうな軽く考へるわけにはいかぬのであります。やはり一応答申案を盛り込んで提案すべきものである。大切な部分でありますから、こゝういふ点について社会党の修正案がかなり答申案に忠実で、その精神を尊重することに努められている点については、前同様全く敬意を表しておるところであります。そこでこの点について島上君は、提案趣旨説明の際に、世論は厳格に過ぎるのではないかといふ、しかし今日の選挙の腐敗の現状にかんがみて、きびしきに失することもまたやむを得ぬというふうな、答申案の精神と同じようなことを述べられた、これは大切なことだと思ふ。われわれもたびたび繰り返して言っておりますように、こゝういふ連座制のような制裁を強化していくことは、選ばれてくるわれわれにとつては不面目なことです。国民も必ずしもこゝういふことを好むものではないと思ふのであります。しかし必要なる悪といふか、今日の腐敗した選挙を何とか積極的に打開しようと思ふれば、制裁もまたやむを得ぬという点に意見の集約があるわけでありませう。こゝういふ点に立つてであります、そこでよろめいて

はいかぬ。こゝういふ制裁を強化することは必要悪だと踏み切つたら、徹底せぬといかぬ。中途半端なやり方はこゝういふ場合は最もよくないことだと私も考へておる。そゝういふ意味で実はお尋ねをするわけでありませう。そこで、皆さん選挙の実験の深い方ばかりでありますから、多くを述べなくてもいいと思ひますが、総括主宰者、出納責任者、これは把握するの困難はあります。しかし、相当広範囲にわたる選挙運動を主宰した者とか、あるいは、事実上出納責任者と同じような職務を行なった者といふことになりませう、これもすぐそれが連座につながるわけでありませう、その事実をどうして把握するかといふことは、この際われわれは十分検討しなければならぬと思ふのです。届出の制度でもあつて、出納責任者、総括主宰者と同じように、これはこのくらの範囲の仕事をやらせる、これはこのくらの範囲をやらせるということがあらかじめ何かで規定されて公然となつておれば、これはいいと思ふ。しかし相当とか広範囲とかいふ、社会通念であると思ひますけれども、こゝういふようなものは、どこまでが一体その業務を行なつた者か、これは数字に表現することが全く至難な事柄だと思ふのであります。ある警察は、そゝういふ事犯を事前に防止するために、選挙管理委員会などと協力して、そゝういふことをやらぬように警戒するといふ行き方もあるかも知れません。しかしあまりやると選挙干渉になるから、実際のにはそゝういふことはやらぬだらう。また、やれない。そゝうすると、結果を見てということになると、結局捜査すけれども、これはほかのもの

違つて、歩いた跡が残つておればいいのでありますけれども、おそらくどこまで歩いたといふことによつて運動をやつたと言ふわけにはいかぬし、法定額のこれだけの金額の何十%やつたからどういふようなことも言えないでしよう。事務員が金の勘定を全部やる場合もあるでしよう。出納の中だつて、全く事務的な金銭の出納をやる場合と、それから選挙運動の参謀の一人として、金銭は扱われけれども、その意思はやはり選挙戦術の上に重要な影響を持つといふような場合がある。その事実をどうして認定し、把握するかといふことです。この点については、社会党さんの方にも、いろいろ研究されたと思ひますから、伺ひ、さらに、きょうは直接そゝういふお仕事にこれからタッチしていただく当局の人の専門的な見解も尋ねておきたい。他のことと違ひまして、議員の地位に関する決定的な問題になるわけでありませう。従来と違つてくると思ひます。それだからといつて、こゝういふものを中途半端にするといふことは絶対にいけない。踏み切つた以上は徹底してやる、そのかわりに、細大漏らさず表に浮き出すような捜査が可能な道もやはり考へていく。この前から話が出ておつた、運が惡かつたといふような、そんなべらぼうな事柄は許されることではない。この点は一十分検討をいただきたいと思ひます。まず、社会党の方で、その点についてどういふところまでやつておるか、それはまかせるといふのかどうか、この点もありませんが、一つ正直なところを話して下さい。

○畑議員 御答申申し上げます。ただいま御質問の項目は、政府案を私どもの方はそゝう直しておりません。従つてあとで、詳しくつと専門的にやつていらつしやる自治省の方から答弁があると思ひますが、われわれとしても、修正案の中にはその項目は使つてないけれども、一応出してある関係上、確かに井堀委員の言われましたように、この点は明確には捕捉しがたい欠点があるわけでは、一体総括主宰者といふこと自体、実は相当裁判のときなんか問題になるわけでありませう。総括主宰者として届け出るわけではありませぬから、従つて総括主宰したかどうかといふこと自体が、非常に大きな問題に、刑事裁判のときには事実なつております。それから出納責任者ですが、出納責任者の方は一応届出をいたします。ですからこれはいいですけれども、ただ事実上出納の相当大きな部分を占めたとか、出納責任者の名前は別の人になつておるけれども、実際にはほとんど出納責任者と同じ仕事をしておるといふような人は、やはりはまると思ひます。それを捕捉しなければならぬ。そこで今度の規定では、そゝういふ人ののがれることを防止するためにカッパをいたしまして、結局「告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む」ということにしておりまして、それも含まれるから、相当出納関係について重要な役割をした人は、これによつて捕捉される。しかし、幾ら金を使つたかといふことははなはだむづかしい問題で、実際に捜査の段階において、その事実上の出納責任者あるいはその補助者が法定選挙費用の二分の一以上のものを使つたといふ証明がつかなければ、その条項に当てはまらぬといふことになるわけでありませうけれども、しかし今度は、今までの現行法に比べて、その点

若干の進歩をいたしておるわけでありませう。確かに井堀委員のおつしやる通り、明確な捕捉の仕方といふことは、なかなかむづかしいことであるわけでありませう。われわれ社会党としても、そゝういふ点も一応検討いたしました。この項目については政府案でよろしい、また答申案の線にもこの点は拾つておるといふ考へで、政府案と同じよりにしたわけでございます。

○井堀委員 警察庁の横野捜査第二課長がおられますので、専門家ですから、ちよつとこの問題について伺ひしてみたいと思ひます。今の質疑応答を聞いていただいたと思ふのですが、この答申案も、また政府の原案も、社会党の修正案も、連座制を強化しようといふ点については、程度の差はありますが、その方向はやはり強化の方向へ向つておることは明らかであります。われわれも望ましいことだと思つておられます。むしろこの際連座制を強化することによつて――イギリスの場合多少違ひますけれども、私はイギリスの公明選挙への転換の一つの機会を与えた大きな働きをしたもの、やはりこの連座制の強化にあつたと思ふ。だから、これはぜひやりたいと思つておられます。しかしそれをやるために一番大切なことは、候補者自身が、失格になるのでありますから絶対にそゝういふことをやつてはいかぬといふ、そゝう効果がきめんに上がるものなら、これはちよつとも心配しません。しかしそゝういふように手のひらを返すようには、外国の例を見てもなつておりませぬ。何回かの選挙の間には非常な成果を上げたのです。今度の場合は、この政府の原案が通つたのでは非常にぬるいので、私の考へて

違つて、歩いた跡が残つておればいいのでありますけれども、おそらくどこまで歩いたといふことによつて運動をやつたと言ふわけにはいかぬし、法定額のこれだけの金額の何十%やつたからどういふようなことも言えないでしよう。事務員が金の勘定を全部やる場合もあるでしよう。出納の中だつて、全く事務的な金銭の出納をやる場合と、それから選挙運動の参謀の一人として、金銭は扱われけれども、その意思はやはり選挙戦術の上に重要な影響を持つといふような場合がある。その事実をどうして認定し、把握するかといふことです。この点については、社会党さんの方にも、いろいろ研究されたと思ひますから、伺ひ、さらに、きょうは直接そゝういふお仕事にこれからタッチしていただく当局の人の専門的な見解も尋ねておきたい。他のことと違ひまして、議員の地位に関する決定的な問題になるわけでありませう。従来と違つてくると思ひます。それだからといつて、こゝういふものを中途半端にするといふことは絶対にいけない。踏み切つた以上は徹底してやる、そのかわりに、細大漏らさず表に浮き出すような捜査が可能な道もやはり考へていく。この前から話が出ておつた、運が惡かつたといふような、そんなべらぼうな事柄は許されることではない。この点は一十分検討をいただきたいと思ひます。まず、社会党の方で、その点についてどういふところまでやつておるか、それはまかせるといふのかどうか、この点もありませんが、一つ正直なところを話して下さい。

○畑議員 御答申申し上げます。ただいま御質問の項目は、政府案を私どもの方はそゝう直しておりません。従つてあとで、詳しくつと専門的にやつていらつしやる自治省の方から答弁があると思ひますが、われわれとしても、修正案の中にはその項目は使つてないけれども、一応出してある関係上、確かに井堀委員の言われましたように、この点は明確には捕捉しがたい欠点があるわけでは、一体総括主宰者といふこと自体、実は相当裁判のときなんか問題になるわけでありませう。総括主宰者として届け出るわけではありませぬから、従つて総括主宰したかどうかといふこと自体が、非常に大きな問題に、刑事裁判のときには事実なつております。それから出納責任者ですが、出納責任者の方は一応届出をいたします。ですからこれはいいですけれども、ただ事実上出納の相当大きな部分を占めたとか、出納責任者の名前は別の人になつておるけれども、実際にはほとんど出納責任者と同じ仕事をしておるといふような人は、やはりはまると思ひます。それを捕捉しなければならぬ。そこで今度の規定では、そゝういふ人ののがれることを防止するためにカッパをいたしまして、結局「告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む」ということにしておりまして、それも含まれるから、相当出納関係について重要な役割をした人は、これによつて捕捉される。しかし、幾ら金を使つたかといふことははなはだむづかしい問題で、実際に捜査の段階において、その事実上の出納責任者あるいはその補助者が法定選挙費用の二分の一以上のものを使つたといふ証明がつかなければ、その条項に当てはまらぬといふことになるわけでありませうけれども、しかし今度は、今までの現行法に比べて、その点

若干の進歩をいたしておるわけでありませう。確かに井堀委員のおつしやる通り、明確な捕捉の仕方といふことは、なかなかむづかしいことであるわけでありませう。われわれ社会党としても、そゝういふ点も一応検討いたしました。この項目については政府案でよろしい、また答申案の線にもこの点は拾つておるといふ考へで、政府案と同じよりにしたわけでございます。

あるということ、自衛するということになる。効果を上げるといふことは、これはイギリスの結果といふものはそういふところにあると思う。しかも同じ選挙区で二回も立候補を禁止するといふわけですから、ただの連座制じゃなしに、実質的に政治的生命を取り上げられるようなところがあるから、これは自衛しようといふことになつて緊張し、自衛は自然に実効を上げるといふところにあると思う。僕は審議会の答申はそこをねらつておると思ふ。これは社会党さんも言つておるように、あるいは政府も繰り返して言つておるように、こゝろを制裁を強化することは望ましくない。われわれもそうだ。しかしやむを得ぬ。ふん切れる以上、こゝまでやるといふところに問題があつたのじゃないか。これはまたこれから御相談して修正できるかもしれないが、そゝろいふときは一つの課題になる。私は中途半端はいかぬと思ふ。こゝろいふものは、ふん切つたら、痛くてもかゆくてもしょうがない。つらくても歯を食いしばつてやるといふことが、特に国会の場合に最も大切なことだと思つて、実はお尋ねしたわけです。急所がはつきり出てきましたから、修正のときには一つ御相談しましょう。これは一つ保留をしておきます。

そこで、せつかくお役所も来ておりますから、法務省の刑事課長さんにもちよつと伺つておきます。連座制の問題は、今度は候補者の父母、配偶者、兄弟姉妹、こゝろいふ人たちが新しく加わつて入つてくるわけです。これが俗にいう悪質違反を犯した場合、それから今まで、これは審議会でも議論されておりましたように、とかくそゝろ

人たちによつて選挙界が毒されたといふ事例を強調されておる。僕はそれはよくわかる。これは日本の家族制のいいところであり、また欠点でもある。将来はだんだん衰へていくかもしれないが、まだ何といつても孝行といふ美德は、親子の間での切り離しがたい道徳基準になつておる。要するに長い日本の伝統がある。そゝろいふ関係で、親族といふものが随分やういふ弱い点をこの際切開手術をやらうといふのですから、私は一つの前進だと思ふ。そゝろいふ趣旨には私も大賛成です。ところが、そゝろいふ者が悪質違反になつたかならぬかといふことは、最初からわかちやないのですから、なかなか指示される場合に、そゝろいふものをマークしていくことは間違いないです。注意して見ていなければ、あつたからでき上がったものだけはいかぬと思ふ。今まではあつただけなりませんが、今度はやつと特定なものになりましてね。候補者の親、兄弟、こゝろいふものに限られておる。政府案は同居と書いてありますから、これはちよつと範囲が狭くなるでしょう。範囲が狭いか広いかの違いです、社会党案と政府案は同じことだと思ふ。同居家族が多ければ、選挙前にみんな分散させるかどうかわからぬが、そゝろいふことは別に、とにかくはつきりしている。それだけはマークしていかなくては上がります。これは法務省としては、今後の刑事行政の上で新しい一つの課題であります。そゝろいふ者をマークするといふよりなことに、ついで、弊害はないものでしょうか。また、そゝろいふものを適当にやるよりな方法

等を、何か工夫されてないでしようか。

○羽山説明員 御質問の、マークするといふ点がよくのみ込めないでございませうが、選挙違反に限りませんが、すべて犯罪捜査と申しますものは、意外な端緒から始まるものでございまして、あらかじめ計画を立てるとか、いふことはなかなかできにくいのでございませう。この法律ができたから、選挙違反の親族をあらかじめマークするといふよりなことはないと考えられます。

○井堀委員 けしからぬことを言ふと思ふ。この法律ができたから、出納責任者とか総括主宰者といふよりなものは、あらかじめはつきり見ていなければいけません。事犯が起つたときだけ、出納責任者を呼ばつたり、あるいは総括責任者が問題になつたりするものじゃありません。それはやり方が悪ければ、選挙干渉になる。要するに、そゝろいふことをマークすることでは、あらかじめ知つておることでは、だか何か事犯が起つてきて、選挙事犯がなければ、そのものがなくて済むかもしれないが、あつたかつかいといふことは、そこでまた問題が出てくるわけです。捜査の問題では、あなた、そゝろいふ買収とか養育といふものは、どうして一体あがつてくるのですか、事実問題をちよつと聞いてみたい。あなた方にしても、事実に対してある程度の知識がなければ指し監督ができません。だから、今度の場合親族といふものは、候補者が出たら、あの人には同居家族が何人おるかといふことで、最初からその人に違反がある、この人には違反がないといふことはわかりつこないでしよう。だか

ちよつと聞きたいことは、そこで二つに分かれるわけです。あなたの方で、選挙事犯に対しては事前に何らの準備もなくて、選挙が終わつた結果においてやるというならいいですよ。だけれども、そゝろいふじゃないでしよう。いつもあなたは選挙が始まる前にいろいろな会議を開いてあらかじめ選挙の取り締まりについて指示を出すといふことが今までの慣例じゃないですか。そゝろいふことをおやりにならないで、結果だけ見て、あるかないかわからないけれども、ノー・タッチで、済んでからといふことなら、公式的に、表向きそゝろいふ買収供託といふ悪質事犯が起つたときに問題になるわけですから。あつたかなかつたかといふことは、一般ならばいいですよ。取り締まり当局といふものは、一体どうしてそゝろいふ事実を把握するのでしょうか。あなたの方の目前で買収をやつたり供託をすればなんでもしょうけれども、これは出てくるのを待つておるのですか。そのことをちよつと伺つておきたい。

○羽山説明員 ほとんど現行犯のようにして検査する事例もございませう。たとえば戸別訪問のごときは、そゝろいふ事例があるのをごいませう。それから、そゝろいふよりなことの取り調べから派生いたしました。たとえば住居等を捜索するといふよりなことから、金銭の手控えといふよりなものを発見いたしました。やがてその金がどこからきたかといふことからたどりまると、それが結局は候補者につながる、あるいは出納責任者につながる、あるいは親兄弟につながる。この法律ができたから、そゝろいふことにはなつて、最初からそゝろいふところをがびしゃつと

出てくるのは、なかなかむずかしいのではなかつたかといふふうに考えております。

○井堀委員 必ずしも何も何もないですよ。最初からいふのは、あなたの方の取り締まりの方針といふものが、さつきも言つたように現行犯から問題が出てくるというならば、それでいいと言ふのです。しかし実際はそゝろいふじゃないのじゃないか。とにかく選挙違反といふものを、起つたものだけ取り締まるといふのではなくて、そゝろいふ事態を事前に防止するといふ役目もあるわけです。それは選挙管理委員会の仕事が大分だらうと思ふのですけれども、今まで出納責任者の届出を義務にしたのは、そゝろいふ点を明確にしたいからなんです。この法律でも、今度親族を入れてきたといふことは、これは問題は悪質違反さえなければ何の関係もないのですから、こんな法律はどうでもいふのです。いいにきまつていませう。だから選挙違反といふものの取り締まりといふものは、最初から法律をどんでん作つてみたつて、ここで最初からやるについては、制裁規定を強化しようといふことなんです。答申案はもつとごいひののです。答申中に忠実でありたいといふ考え方は同じです。ただ、どこまで忠実かどうかといふことは差があるのです。それを今論議しているのです。その場合に並行して起つてくる問題は、そゝろいふ違反の事実をどうして把握するかといふことが関連して出てきておるわけなんです。だからそゝろいふ場合に、親族といふ限定をここに置いてきたわけですが、今までは親族であるが何であらうか、悪質違反が起つたときは連座に關係がなかつた。今度では連座に

○井堀委員 公民館の、たとえば館長が特定の政党の有力な幹部であったりなんかするということは、今後こういふことになりますと弊害が出てくると思ふのですが、そういう点はどういうふうにお考えですか。

○安井国務大臣 公民館というものの性格上、そういうふうなことがあつてはなるまいと思ふので、これは十分注意を喚起して、管理委員会等とも連絡して、そういう一方に偏することのないように考へて運営をするように指導していきたいと思ふ。

○井堀委員 これは地方の市町村長の権限に属するかと思ふのですが、あなたは監督の直接のあれでありますから伺ひますが、政党の有力な幹部というよりは、あそこを選挙運動の足場にしておるのではないかと思はれるような露骨な運営が行なわれているという事例が幾つかあります。私の知っている範囲内でもあります。これは今の選挙法によつては罰せられたり禁止されたりはしてありませんけれども、しかし今申し上げたように公明選挙運動の推進のためのいわば基礎的な活動の母体になる。それから今度の答申によりますと、公明選挙推進のための有力な要するに機関になるわけです。もちろんそういう場合は変更されるようになるのではないかと思ふのですが、そういうことは可能ですかどうですか、人選について。

○齋藤(正)政府委員 社会教育法には、公民館の活動として、やはり政治的に中立でなければならぬという規定もあるわけがございますから、公民館が特定の政党を支持し、あるいはその主張のみを推進するということは、社会教育法の建前から許せないことであると思ふ。

○井堀委員 承知しておりますけれども、実際は地方の市町村長の仕事にまかされておるのではありませんか。これはやはり監督はあなたの方だと思ふます。そういうことを御存じでしようか。

○安井国務大臣 私もよく実態をきかれておりませんが、今の井堀委員のお話のような事実があるとする、これは公民館の運営上も好ましくないことではございません。また、ことに選挙の公明化という点からも、あつてはなるまいと思ふので、今後は地方団体をできるだけ十分指導いたしまして、そういうことのないように努めていきたくと思つております。

○加藤委員長 午前の会議はこの程度とし、午後は一時二十分より理事會を、引き続き委員会を再開いたします。この際、休憩いたします。午後零時五十三分休憩

午後一時四十七分開議
○加藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○井堀委員 第三委員会関係について政府にちよつとお尋ねをしておきたいと思ふます。午前中お尋ねをいたした関係事項のほか、前会にもちよつと触れましたが、第三委員会の答申の大きい数字の二番目にあります「民間運動との協力」関係についてお尋ねをしてみたいと思ふます。これは、たしか前田先生の公明選挙推進連盟、この

団体は一般によく知られた団体でありませんが、こういう団体を育成していかれることはもちろんだと思ふますが、この答申案によりますと、この種の団体をさしておると思ふますけれども、「国は民間の推進団体と常に密接な協力関係を保ち、特にこれらの団体のうち必要あるものに対しては積極的な財政措置をとるべきである」との答申がなされておるわけでありまして、この団体についてお尋ねしてみたいと思ふのであります。こういう中央における団体、あるいは全国的なものかもしれませんが、公明選挙推進のための運動をやつております。ここでいつております民間の団体、推進団体に相当するものがどの程度あるか、それが現在どういふふうな活動をしておるか、それを簡単にちよつと……

○松村(清)政府委員 ここでいつております民間の推進団体といたしましては、今お話に出ました公明選挙連盟、そのほか、ここで財政的措置を考へております団体をまず申し上げますと、今の公明選挙連盟のほか、全国の都道府県に、民間団体として公明選挙推進協議会という団体がございます。これは現在どの府県にもございまして、それからもう一つは、市町村においてやはり公明選挙推進協議会という民間団体が、これは全部の市町村ではございませぬが、今これが育成がはかられつつあります。本年度におきましては、この市町村の推進協議会というものが各市町村に設けられるように一つはかかつていきたくと思つております。当面、国からの財政的措置の対象となります民間団体としてはそういうところをございませぬが、そのほかにも、青年団とか婦人会とか、社会教育

関係とか、そういった全国的な組織を持つた団体が相当数あるのでございませぬ。

○井堀委員 都道府県並びに市町村の公明選挙推進協議会のことについて、ちよつとお尋ねしてみたいと思ふます。

都道府県の場合は、大体各都道府県みなそれぞれ誕生しておるようでありますが、市町村の場合はまだ一部で、これはやはり全体的に一応地方へ行きわたる方針と思はれますが、そこで、この推進協議会というものが今後相当活動を期待されると思ふますし、それから財政的援助がどのくらいなされるかあと伺ひますが、その機能が活発になるに従つて、やはりその性格が問題になつてくるのじゃないかと思ふのであります。一体、この協議会は自発的に組織されるものと思ふのであります。それが、そういう人選などについて、自治省では改善を必要とするような点についてお気づきでありませぬやうかどうか、ちよつと具体的に御答へ願ひいたします。

○松村(清)政府委員 申し上げるまでもなく、民間団体でございますから、自主的にこれが結成をほかつておるわけでございます。従ひまして、その人選等についても、別に自治省として関与しておるわけではございませぬが、今のところ、この公明選挙推進協議会のメンバーで不適当だといふような話を聞いておるものはございませぬ。

○井堀委員 不適当だとはつきりしたものはとにかくとして、改善を要すべきものがあるのじゃないかと思ふわけでありませぬ。というのは、従来は、各府県とも必ずそうとも言へませぬが、私どもの調査した範囲では、非常に活

発な、積極的な行動をしているところもありませぬし、有名無実に落ちているところもある。積極的に活動しておるか消極的かというところは、今後積極的にやるように財政的裏打ちをしたり、その他の特例をされることによつて前進されると思ふのであります。これはまあ府県の名前を言つていいかもしれませんが、私が行ったときに、棄権防止の運動を一つ取り上げてみますと、棄権防止運動を徹底的にやつたところほど選挙違反の率が非常に高かつた。裏を返せば、推進連盟運動というものは、ある特定の人のために積極的な選挙活動をしたのではないかと思はれるような節等があるわけでありませぬ。これは非常にむずかしい問題と思ひます。そこで、公明選挙推進に名をかりて、あるいは棄権防止に名をかりて、特に棄権防止運動の場合は、これは一県一区の選挙区であつたのですが、大衆候補者五人のところですから、選挙区は大選挙区でなければ、おのずから要するに根拠地があるわけですね。その根拠地へ向かつて棄権防止運動をやると、そこだけ当選率が非常に高くなる、そうすると均衡が破れてくるというふうな結果がある県に私行つたときに、参考人からそういう意見が出た。こういう例がたまたまあるわけでありませぬ。でありますから、それを分析していきませぬ、いずれの党にも特殊の関係を持たないといつてみて、なかなかこれはむずかしい問題だと思ふわけですね。こういう点に対する推進連盟を組織する場合に、選挙基準その他の問題について指示されたことがありますか、また問い合わせ等もありませんか。

○井堀委員 不適当だとはつきりしたものはとにかくとして、改善を要すべきものがあるのじゃないかと思ふわけでありませぬ。というのは、従来は、各府県とも必ずそうとも言へませぬが、私どもの調査した範囲では、非常に活

○井堀委員 不適当だとはつきりしたものはとにかくとして、改善を要すべきものがあるのじゃないかと思ふわけでありませぬ。というのは、従来は、各府県とも必ずそうとも言へませぬが、私どもの調査した範囲では、非常に活

○井堀委員 不適当だとはつきりしたものはとにかくとして、改善を要すべきものがあるのじゃないかと思ふわけでありませぬ。というのは、従来は、各府県とも必ずそうとも言へませぬが、私どもの調査した範囲では、非常に活

○松村(清)政府委員 先ほど申し上げましたように、公明選挙推進協議会は最近において結成されたものでございまして、今お話に出ました棄権防止運動は、私の推測では、選挙管理委員会がやったのではないかと、公明選挙推進するわけではございません。公明選挙運動の歴史は十年になるわけではございませんが、当初は、一票を大切に、一票を捨てない、初歩的な運動として、いろいろ目標を持っておりましたために、従来はとかく棄権防止というものに非常に強く運動が行なわれた傾向がございまして、しかし、その場合におきましても、選挙管理委員会とは、それに関連する団体におきましても、政治的中立、公正という点から、特定の人、特定の党派に有利なような結果を来す、そういう棄権防止運動というものは、私は、広い全国のことでは、私どもから若干の例外はあつたかと思ひますが、そういうことは、ないかと確信しております。そして最近におきましては、やはりもうそろそろ、棄権防止というよりも、適格者を選ぶという方向へ公明選挙運動の目標を重点に置くべきではないか、こういう意見も持ち上がっております。最近における公明選挙運動は、棄権防止ももちろん大事でございますけれども、適格な人を選ぶ、こういう面に運動の目標が向いてきておりますから、今後はお話のような問題もだんだん少なくなつてくるというふうに私は考へております。

何かそういう構想をお持ちでいらつしやいますか。

○松村(清)政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、自主的に民間団体の結成というものは、私どもも考へておりましたために、私どももいたしまして、この人選については別にかれこれという案は持っていないのでございまして、ただ、選挙管理委員会等がその民間団体の結成、育成等の問題には、おそろしく相談も受けると思ひますので、そういう際には、その地方において片寄らない人、あるいは党派に片寄らない公正な人選がされるように、選挙管理委員会としては責任を持ちながら、そういう方向で協力してございまして、と思ひます。

○井堀委員 そこで、実際問題になりまして、あとでまた詳しくお尋ねする機会も持たれたいと思つておりますが、私どもの案もありません。今後の公明選挙運動の推進勢力になるのはこの協議会だと思ひます。協議会の人選あるいは協議会の活動などについては、一党一派に偏した、あるいは特定の人のための特別の行為があつてはならないというところは、言うまでもないことではありますけれども、やはり実際に選ぶ場合における問題が幾つかあると思ひます。それから、活動などについても問題がたたくさんあると思ひます。今回は、こういうものに期待することが大であるだけに、注意を要すべきことだと思ひます。

○井堀委員 以上のような二点をお伺いしまして問題になりますのは、一つには、選挙管理委員会の充実強化が、この面からも強く要請されると思ひます。選挙管理委員会関係の答申もかなり具体的に出ておりますので、選挙管理委員会を整備強化していくためのいろいろな準備もあるだろうと思ひますが、そういうものもこの際資料として一つ出していただきたい。そういうものをちようだいして、次会にまた詳しく質問したいので、きょうはこの程度にいたしておきます。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、次会は、明十八日午前十時三十分より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後二時八分散会

静岡県のテングサで有名な稲取、あそこを視察に行つたことがあるのです。その当時、その地域における選挙違反の例も少ないし、棄権も非常に少ないし、幾つかの選挙でかなり優秀な成績を上げておりました。これは、あそこが婦人の活動が中心をなしていたことが非常によかつたと思ひます。今後とも、この活動の中で婦人が積極的な活動をやることが望ましいというよきな感じを受けて帰つたわけでありまして、今日ではまるで変わつちやつたらしいのだが、地域のこういう話し合い活動というものが今後やはり重視されてくると思ひます。予算も、こういうところに相当つき込まれてくるだろうと思ひます。それだけに、その指導者、助言者の選任は、ことに今度の答申では養成といつておりますが、重要だと思ひますので、私はここで、こういう答申のように、助言者を養成する何か具体的計画があり得れば、それを一つ伺いたい。できるなら内容等についても詳しく伺いたい。

○松村(清)政府委員 話し合い活動におきましては、この助言者の占める地位ということが重要であることは、御説の通りでございます。従いまして、本年度の公明選挙運動の一つの柱といたしまして、話し合い活動の助言者養成、こういう計画をいたしておるわけでございますが、この助言者の養成に当たりましては、都道府県の選挙管理委員会、それから公明選挙連盟、ここには民間の権威ある推進団体、選挙管理委員会と書いてありますが、そういうものもございまして、これは先般大臣からもお話があつたかと思ひますが、この助言者に参加する人員も、本年度五万三千三百三十名、これは各都道府県

を通じての数でございますが、そういう状況になつております。具体的に、講座を設けてしかるべき人の話を聞いたり、演説会を開いたり、いろいろあると思ひますが、これらは都道府県選挙管理委員会あるいは公明選挙連盟というところで、その地方の実情に即した創意工夫をこらした方法を考へておるものでございまして、

○井堀委員 五万三千人の助言者を養成するといふ、この前大臣の答申もあつたが、そこで、そういう仕事を推進していくための選挙管理委員会が問題になりますので、ここでは「民間の権威ある推進団体」となつておりますが、こういう問題の具体的な内容といふものをもう少し詳しく、資料でもいふから提出してほしいと思ひます。それで、これはまたあとで、その内容を見て質問していきたいと思ひます。たとえば、五万三千人の人間を選挙管理委員会を通じて選ばせるとか、またその養成は、こうやるといふような内容などで非常に変わつてくると思ひますので、ただここで通り一べんの答申ではちよつと理解しにくいと思ひますから、できるなら、こういうものはかなり詳細な計画が立たなければならぬのじゃないかと思ひます。五万三千人というふうな、これは少ない人数ではありますけれども、これだけを集めるのも大へんだと思ひます。そういうふうな関係の一つを知りたいと思ひますから、資料を出していただきたいと思ひます。

○松村(清)政府委員 各都道府県の選挙管理委員会の助言者養成計画、あるいは公明選挙連盟のそういう計画を取りまとめられると思ひますので、後日資料として提出いたします。

○井堀委員 以上のような二点をお伺いしまして問題になりますのは、一つには、選挙管理委員会の充実強化が、この面からも強く要請されると思ひます。選挙管理委員会関係の答申もかなり具体的に出ておりますので、選挙管理委員会を整備強化していくためのいろいろな準備もあるだろうと思ひますが、そういうものもこの際資料として一つ出していただきたい。そういうものをちようだいして、次会にまた詳しく質問したいので、きょうはこの程度にいたしておきます。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、次会は、明十八日午前十時三十分より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後二時八分散会

○井堀委員 推進協議会のメンバーは、どういふふうを選んでらうという弊害をチェックすることができるか、

○松村(清)政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、自主的に民間団体の結成というものは、私どもも考へておりましたために、私どももいたしまして、この人選については別にかれこれという案は持っていないのでございまして、ただ、選挙管理委員会等がその民間団体の結成、育成等の問題には、おそろしく相談も受けると思ひますので、そういう際には、その地方において片寄らない人、あるいは党派に片寄らない公正な人選がされるように、選挙管理委員会としては責任を持ちながら、そういう方向で協力してございまして、と思ひます。

○井堀委員 そこで、実際問題になりまして、あとでまた詳しくお尋ねする機会も持たれたいと思つておりますが、私どもの案もありません。今後の公明選挙運動の推進勢力になるのはこの協議会だと思ひます。協議会の人選あるいは協議会の活動などについては、一党一派に偏した、あるいは特定の人のための特別の行為があつてはならないというところは、言うまでもないことではありますけれども、やはり実際に選ぶ場合における問題が幾つかあると思ひます。それから、活動などについても問題がたたくさんあると思ひます。今回は、こういうものに期待することが大であるだけに、注意を要すべきことだと思ひます。

○松村(清)政府委員 話し合い活動におきましては、この助言者の占める地位ということが重要であることは、御説の通りでございます。従いまして、本年度の公明選挙運動の一つの柱といたしまして、話し合い活動の助言者養成、こういう計画をいたしておるわけでございますが、この助言者の養成に当たりましては、都道府県の選挙管理委員会、それから公明選挙連盟、ここには民間の権威ある推進団体、選挙管理委員会と書いてありますが、そういうものもございまして、これは先般大臣からもお話があつたかと思ひますが、この助言者に参加する人員も、本年度五万三千三百三十名、これは各都道府県

を通じての数でございますが、そういう状況になつております。具体的に、講座を設けてしかるべき人の話を聞いたり、演説会を開いたり、いろいろあると思ひますが、これらは都道府県選挙管理委員会あるいは公明選挙連盟というところで、その地方の実情に即した創意工夫をこらした方法を考へておるものでございまして、

○井堀委員 以上のような二点をお伺いしまして問題になりますのは、一つには、選挙管理委員会の充実強化が、この面からも強く要請されると思ひます。選挙管理委員会関係の答申もかなり具体的に出ておりますので、選挙管理委員会を整備強化していくためのいろいろな準備もあるだろうと思ひますが、そういうものもこの際資料として一つ出していただきたい。そういうものをちようだいして、次会にまた詳しく質問したいので、きょうはこの程度にいたしておきます。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、次会は、明十八日午前十時三十分より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後二時八分散会

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局